

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容及び令和五年国土交通省告示第二百九十二号の一部を改正する告示について

1. 背景

今般、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定の施行（公布から6月以内）に伴い、告示において引用している条文にずれが生じることから、改正内容を反映するため、告示の改正を行う。

2. 改正対象の告示

- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第八項の国土交通省令で定める基準としてマンションの管理の適正化の推進に関する法律第五条の八に規定する認定管理計画に定めるべき点検の時期及び内容（令和4年国土交通省告示第836号）
- ・令和5年国土交通省告示第292号

3. 改正内容

上記告示において、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の下記条ずれを反映する。

改正前	改正後	参考：見出し
第5条の8	第5条の18	（報告の徴収）

4. 今後のスケジュール

公布：令和7年10月31日（金）

施行：令和7年11月28日（金）

※改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行も同日